

仕様書

第1号物件

- 1 台 数 1台
- 2 納 入 先 十勝西部森林管理署
〒080-0809 帯広市東9条南 14 丁目2番地2
TEL:0155-24-6118
- 3 納入期限 令和9年3月 25 日
- 4 規 格 排気量 661cc 以上 2,500cc 以下のハイブリッド自動車で、5ドアの乗用自動車であること。

詳細は以下のとおりとする。

- (1)登録年度:令和8年度
- (2)ハンドル:右ハンドル
- (3)タイプ:ステーションワゴン又はSUVタイプ
- (4)変速機:AT又はCVT又はAGS
- (5)駆動方式:四輪駆動
- (6)乗車定員:5名以上
- (7)使用燃料:無鉛レギュラーガソリン
- (8)全長:4,500mm 以上 5,000mm 未満
- (9)全幅:1,900mm 未満
- (10)最低地上高:185mm 以上
- (11)車体色:シルバー又は白又は黒
- (12)寒冷地仕様

<注意> 普通自動車免許(AT限定)で運転可能であること。

- 5 環境基準 政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8(2026)年2月)」に規定された基準を満たすものを基本とするが、該当車種がない場合、JC08モード又はWLTCモードの燃費が確認できるものを添えて十勝西部森林管理署長に入札参加の可否を確認すること。

6 装備及び付属品

- (1) 純正エアコン
- (2) 運転席助手席SRSエアバッグシステム
- (3) ABS (アンチロック・ブレーキシステム)
- (4) パワーステアリング
- (5) カーオーディオ (AM/FMラジオ受信可能)
- (6) 熱線リアウィンドウ
- (7) 衝突被害軽減ブレーキ
- (8) ETC2.0 ユニット装置及びセットアップ
- (9) カーナビゲーション (バックカメラ付き)
- (10) ドライブレコーダー (前後2カメラ型、常時録画型)
- (11) スペアタイヤ又はパンク修理キット

< 注意 >

- 1. (9) のカーナビゲーションに (5) のカーオーディオ機能がある場合は一体のものとして取り扱う。
- 2. (9) のカーナビゲーションはテレビを視聴できないもの。

7 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

8 納入期限・納入場所及び納入方法等

(1) 納入期限

契約締結後から契約条件及び仕様書に掲げる期限までとする。

(2) 納入方法

原則として、車両運搬車に積載し輸送及び納入するものとする。

(3) 納入時における注意事項

受注者は、納入にあたって担当職員と日時等を事前に打合せ、事務の支障にならないようするとともに、納品書 (納入先の宛先・商品名・数量・納品日を記載) を添付し、必ず納入先官署の検収を受けること。

納入は原則として閉庁日を除く午前8時 30 分から午後5時 15 分の間に行うものとする。

9 その他

- (1) 車両及び付属品の品質については、新品に限る。
- (2) 付属品については、全て取付け又は搭載を済ませ、当該車両が直ちに使用可能な状態で納入先官署に納めることとする。
- (3) 登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用(法定費用等の非課税分)は納入業者負担とする。
- (4) 自動車重量税、自動車賠償責任保険(37ヶ月)並びに自動車再資源化預託料金は、売渡人又は販売店の立替払とし、売買契約代金の請求時にあわせて別葉にて請求するものとする。

その際の代金の支払いについては本契約第 17 条に準ずるものとする。

- (5) 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加をいたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式第 5 号（第 4 条）

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

十勝西部森林管理署長 今村 雅彦 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし 第 1 号物件 令和 8 年度十勝西部森林管理署 乗用自動車の調達 の代金

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

入札内訳書

第1号物件 令和8年度十勝西部森林管理署 乗用自動車の調達
(661cc以上2,500cc以下、ステーションワゴン又はSUVタイプ)

区分	金額（円）
車両価格（付属及び装備品含む）及び 手続代行費用等（課税対象） ※消費税抜き価格	円
登録費用等（非課税）	円
合計金額（＝入札書記載金額）	円

※合計金額に記載した金額を、入札書の金額欄に記載してください。

- 注意）
- ・消費税及び地方消費税は加算しないでください。
 - ・内訳書の合計金額と、様式第5号の金額は必ず一致させてください。
 - ・入札書と内訳書の合計金額が一致しない場合は無効になる場合があります。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 8 年 月 日
- 2 件 名 第 1 号 令和 8 年度十勝西部森林管理署 乗用自動車の調達
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
十勝西部林管理署長 今村 雅彦 殿

納品証明書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

十勝西部森林管理署長 今村 雅彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

貴署発注の入札案件第1号物件について、要求仕様を満たしていることを証明します。尚、参考までにカタログ等を添付します。

記

1. 車名・形式等

- (1) 車名
- (2) 年式
- (3) 型式
- (4) 排気量
- (5) 駆動方式
- (6) 使用燃料
- (7) その他

2. 付属品等

3. アフターサービスの対応について

機能証明書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
十勝西部森林管理署長 今村 雅彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。
下記証明事項以外その他装備事項等の詳細については、カタログ等で証明します。

		納入しようとする自動車の性能等
①	車名	
②	型式	
③	車両重量 (kg)	
④	乗車定員 (人)	
⑤	総排気量 (cc)	
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる値)	
	(WLTC モードによる値)	
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 30 年基準排出ガス 25%低減レベル以上に適合していること。	

注) 「納入しようとする自動車の性能等」欄に、「現行の性能 (数値) と同等以上」と記入する場合は、本書の代表者または代理人が、現行と同等以上の性能であることを確約する任意の書類を添付することにより入札に参加できる。
ただし、性能確定後に速やかに根拠となる資料を提出すること。また、確定後の性能が現行以上ではなかった場合は、当該応札を遡って取り消すことがある。

***** 以下 担当係記入欄 *****

燃費目標値 燃費基準値

改善割合 = () ÷ () - 1 = A () 小数点以下第 2 位四捨五入

加算点の満点 = 50 点 × A () = () ÷ B () 5 点刻み切上 50 点上限

環境性能に係る得点

= 100 + B () ×
$$\frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$
 = 小数点以下第 2 位四捨五入

- 燃費目標値：対象物件ごとに入札参加希望者より提出された機能証明書のうち、上記⑥に記載された値が最高の数値を燃費目標値とする。
- 燃費基準値：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく車両重量ごとの燃費基準値を参照。
- グリーン購入法に基づく車両重量ごとの燃費基準値に達しない車種の場合は、調達仕様を満足する自動車のうち、物件毎にもっとも燃費値の低いものを燃費基準値として設定するものとする。

自動車の性能に関する審査要領

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に係る得点÷入札価格に係る得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に係る得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法に基づく基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納入しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \square \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \blacktriangle}{\triangle - \blacktriangle}$$

（小数点以下四捨五入）

- ③ ①の「入札価格に係る得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。
- ④ 機能証明書の「納入しようとする自動車の性能等」欄の数値が、当該車両の一部改変等の予定により現行の性能の数値と同等以上となる場合において、現行の数値（〇〇）を基に「〇〇以上」と記載されている場合は、機能証明書の代表者または代理人による現行以上の性能を確約する任意の書類が添付されていること。なお、その場合の「環境性能（燃費値）に係る得点」の算定は現行の数値を用いて行う。

3 自動車の燃費値の算定方法

- ① 評価する全ての自動車が WLTC モードによる燃費表示を行っている場合（JC08 モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC 燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08 燃費値を優先するものとする（WLTC 燃費値のみ表示している車両に限って WLTC 燃費値により評価）。

売 買 契 約 書 (案)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 物 件 名 | 令和8年度十勝西部森林管理署 乗用自動車の調達 |
| 2 数量 (単位) | 1 台 |
| 3 仕 様 | 仕様書のとおり |
| 4 契 約 金 額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 納 入 期 限 | 令和9年3月25日(木)まで |
| 6 納 入 場 所 | 仕様書のとおり |
| 7 契 約 保 証 金 | 免 除 |

上記物件名について、分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署長 今村 雅彦 (以下「甲」という。))と、請負者 (以下「乙」という。))との間に、上記各項及び次の各契約条項によって売買契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (甲)	住所	帯広市東9条南14丁目2番地2
	氏名	分任支出負担行為担当官
		十勝西部森林管理署長 今村 雅彦

請負者 (乙)	住所
	氏名

契約金額内訳書

第 1 号物件 令和 8 年度十勝西部森林管理署 乗用自動車の調達
(661cc以上2,500cc以下、ステーションワゴン又はSUVタイプ)

区分	金額（円）
車両価格（付属及び装備品含む）及び 手続代行費用等（課税対象） ※消費税抜き価格	円
登録費用等（非課税）	円
消費税（10％）	円
合計金額	円

契 約 条 項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を納入期限までに、仕様書で指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。

(納入期限及び納入場所)

第3条 納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- 一 納入期限：頭書のとおり
- 二 納入場所：頭書のとおり

2 乙は、前項第1号記載の納入期限までに同項第2号記載の納入場所に契約物品を納入するものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、乙又は乙から債権を譲り受けた者が甲に対し、民法第467条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

3 第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委

託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

8 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から第 6 項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第 6 条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（製造工場の届出）

第 7 条 甲が指示した場合、乙はこの契約書作成の日から 5 日以内に、製造工場名及びその所在地を書面をもって甲に届けるものとする。

（仕様書等の疑義）

第 8 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第 9 条 仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本等を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本等（以下「承認図面等」という。）は、仕様書に添付された図面又は見本等の一部となったものとみなす。承認図面等が仕様書に添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画の届出)

第 10 条 乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに納入の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

(包装、梱包及び運送)

第 11 条 乙は、仕様書等に定めるところにより、契約物品に必要な包装及び梱包を行うものとする。

2 包装、梱包及び納入場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等（仕様書等を含めた場合に限る。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第 2 章 契約の履行

(検査の申請、物品の納入等)

第 12 条 乙は、契約物品を納入場所に納入（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、書面により検査の申請を行い、甲の指示を受けるものとする。

2 乙は、契約物品を納入するときは、書面により甲又は甲が指定する納入場所の局所の長に通知するものとする。

3 前項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する納入場所の局所の長又はそれぞれの指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に格納するものとする。

4 乙は、甲が指定する納入場所の局所に納入する契約物品については、甲の指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。

5 乙は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第 3 項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

(検査)

第 13 条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により申請を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を納入する前に、乙の製造工場又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前 2 項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

6 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

7 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(代品等に係る検査)

第 14 条 乙は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第 15 条の規定により値引受領する

場合及び第 21 条第 2 項の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、乙は、甲の要求があれば、甲の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れることができないものとする。

2 前項の場合において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。

3 前条の規定は、第 1 項の代品の検査の場合に準用する。

(値引受領)

第 15 条 甲は、第 13 条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(所有権及び危険負担の移転)

第 16 条 契約物品の所有権は、第 14 条の規定による検査に合格し、甲が当該物品を受領したとき又は前条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第 21 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

3 契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(代金の請求及び支払)

第 17 条 乙は、契約物品を納入した場合において、甲の行う全ての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 18 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第 14 条第 1 項に定める期間内に可否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から可否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

第 19 条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理

由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第29条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第29条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第20条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）

第21条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第19条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第1項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第29条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用

に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

- 5 甲は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第29条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第1項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。
- 9 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第22条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第23条 甲並びに乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の催告による解除権)

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 乙が納入期限(第19条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - 二 第13条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - 三 第21条第4項に該当するとき。
 - 四 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - 五 この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確

に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

六 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項及び第2項に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

（甲の責めに帰すべき事由による場合）

第26条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除権）

第27条 甲は、第24条又は第25条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第28条 甲は、第19条第4項又は第21条第5項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第29条 乙は、第24条又は第25条の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された

場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第 19 条第 2 項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 30 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第 31 条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第 32 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第 5 章 談合等の排除特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 33 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 34 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第

8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第6章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第35条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第36条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 37 条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 38 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 39 条 甲は、第 35 条、第 36 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 35 条、第 36 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 40 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 7 章 秘密の保全

(秘密の保全)

第 41 条 甲は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第 8 章 雑則

(調査)

第 42 条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第 43 条 甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(評価内容の担保)

第 44 条 乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記した全ての内容とする。

(裁判所管轄)

第 45 条 この契約に関する訴えは、釧路地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

諸 元 表

物件名	車名型式	仕 様		数量(台)	金額(円)	納入先等	付属品
第1号物件:乗用自動車 (661cc以上2,500cc以下 ステーションワゴン又は SUVタイプ4WD)		排気量 ドア数 ハンドル タイプ 変速機 駆動方式 乗車定員 使用燃料 全長 全幅 車両重量 最低地上高 最小回転半径 車体色		1	うち消費税分	080-0809 帯広市東9条 南14丁目2番 地2	